			意見							
意 見 No.		職業(差し支え ない範囲で御記 入ください。)			対	*象箇所		意見(複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。)		
1	消費者関連専門家 会議(ACAP)		全体					・消費者政策全体の目標として、基本計画をもとにKGIのような大枠の目標設定があれば、より分かりやすいのではないか。類似した施策の有機的連携や、各施策へのブレークダウンの状況なども、より明確になるのではないか。		
2	消費者関連専門家 会議(ACAP)		全体					・KPIについて、個別の取組におけるアウトプット指標となっているものがある。実施する取組においてどのような効果が得られるかという観点からのアウトカム指標の設定が必要ではないか。仮にそれが困難であれば、政策分野又は政策の一定のまとまりごとにKGIのような指標を作成の上、個別の取組を記載・実施することが考えられるのではないか。		
3	消費者関連専門家 会議(ACAP)		全体					・今後の取組予定について、5年間をひとまとめにし、現在の取組を継続する内容のみの記載となっている項目がある。いずれの項目にも運用方法・仕組みについて改善する余地はあるものと思われる。改善等を図っていく内容を記載し、今後毎年の改定の際に、段階的な実行計画を可能な範囲で具体的に記載していただくことが必要ではないか。		
4	消費者関連専門家 会議(ACAP)		_	(1)	2	ア 事故情報の収 集、公表及び注意喚 起等	10ページ	・事故情報の公表については、現在事故情報データバンクやリコール情報等における公表を もって周知がされているが、より積極的な周知方法も必要ではないか。例えば、リコール情報 ではメルマガ形式が導入されている。こういった伝わりやすい方法について検討いただきたい と考える。		
5	消費者関連専門家 会議(ACAP)		I	(1)	2	ア〜オ	ジ~15	・事故等の通知件数やリコール情報の登録件数などがKPIに設定されているが、これらは件数の多寡での価値判断が困難であり、KPIとして適当とは言い難いのではないか。増加又は減少することで価値判断を計測できる指標を設けるべきではないか(例えば、単に「件数」とするのではなく、類似事故等の通知件数の前年度比減少や、メルマガの登録件数やサイトアクセス数であれば判断が可能と思われる)。 ・いずれも継続的な取組であることは理解するものの、5年間全て同じ取組ではなく、直近年度における改善等の予定内容などを毎年の工程表改定に反映していただきたいと考える。		

			意見							
意 見 No.	氏名 · 法人名	職業(差し支え ない範囲で御記 入ください。)			対	象箇所		意見(複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。)		
6	消費者関連専門家 会議(ACAP)		I	(1)	3	エ 消費生活用製品 安全法に基づく事故 情報の分析と原因の 調査・究明等		・経済産業省では、各種検討会等を踏まえた取組や、関係業界との情報交換などの連携も随時 行われていると考えられるため、そういった取組も追記された方がよいのではないか。		
7	消費者関連専門家 会議(ACAP)		I	(1)	3	カ 製品火災対策の 推進及び火災原因調 査の連絡調整		・経済産業省では、各種検討会等を踏まえた取組や、関係業界との情報交換などの連携も随時 行われていると考えられるため、そういった取組も追記された方がよいのではないか。		
8	消費者関連専門家 会議(ACAP)		I	(1)	4)	エ 食品の安全性に 関するリスクコミュ ニケーションの推進		・KPIとして設定している参加者の理解度について、現状が91.4%であるのに対して、80%を最低水準とした目標を設定するのは、KPIとして低すぎるのではないか。		
9	消費者関連専門家 会議(ACAP)		I	(2)	1	ア 特定商取引法等 の執行強化等		・特定商取引法の執行強化に関した取組として、被害防止のために、「関係事業者団体等との 情報交換等の連携」といった内容も必要ではないか。		
10	消費者関連専門家 会議(ACAP)		I	(2)		ア JIS規格等の国 内・国際標準化施策 の実施	94ページ	・セミナー実施回数がKPIとして設定されているが、他の項目にあるように、参加者の理解度など学習成果を指標として盛り込んだ方がよいのではないか。		
11	消費者関連専門家 会議(ACAP)		II	(1)	1	食品ロスの削減の推 進に関する法律に基 づく施策の推進	ペーシ	・消費者庁の今後の取組予定について、「食品ロス削減推進法に基づく基本方針を踏まえた取組の推進」という記載があるが、抽象的な記載だけでなくP130~131に記載されている消費者庁の具体的な取り組みも記載したらどうか。		
12	消費者関連専門家 会議(ACAP)		II	(3)	2	消費者志向経営の推 進	ページ	・「消費者庁、経済産業省の取組」として、これから消費者志向の取組強化や自主宣言への参加をめざす事業者に向けた「消費者志向経営の輪の拡大」が重要な施策と考える。そのためには、経営者層の巻き込みが重要であるため、「経営者層向けセミナー(トップセミナー)」の開催に賛同する。		

				意見							
意 見 No.	氏名 ・ 法人名	職業(差し支えない範囲で御記入ください。)			対	*象箇所		意見(複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。)			
13	消費者関連専門家 会議(ACAP)		II	(3)	2	消費者志向経営の推 進	ページ	・「消費者団体と事業者団体の相互の連携を図るため、意見交換の場を設ける。」については、より一層の協働を図るためにも、是非、行政にも参加をいただき、三者の相互連携を図る場とすることをご検討願いたい。			
14	消費者関連専門家 会議(ACAP)		≡	(3)	2	消費者志向経営の推 進	ページ	・KPIとして掲げている消費者志向自主宣言事業者数を増やすためには、今後は地方の企業、及び中小企業への拡大も重要である。徳島県や愛媛県での成功事例の水平展開を含めどのように 推進していくか、今後の施策や取組予定に反映していただきたい。			
15	消費者関連専門家 会議(ACAP)		≡	(3)	2	消費者志向経営の推 進	149ページ	・KPIとして「消費者志向自主宣言事業者数」があるが、「フォローアップ活動実施事業者数」 も成果として注目すべきかと考える。			
16	消費者関連専門家 会議(ACAP)		Ш	(1)		デジタル・プラット フォームその他デジ タルサービスの利用 と消費者利益の保 護・増進の両立	ページ	・今後AIの普及、活用が促進されていくなか、消費者がAIとは何なのかということを理解しAIのプラス面と注意すべき点が学べる消費者向けガイドブックなどの作成も、取組予定に組み込んでいただきたい。			
17	消費者関連専門家 会議(ACAP)		\equiv	(2)	1	越境消費者トラブル への対応力の強化	165ページ	・KPIは相談対応状況等のみならず、解決件数又は解決率を盛り込み、実効性の高い取組を推進していただきたい。			
18	消費者関連専門家 会議(ACAP)		≡	(2)	(5)	消費者庁新未来創造 戦略本部の機能を活 用した国際共同研究 等の推進	ページ	・KPIが国際共同研究での成果報告の開催回数で、目標として年1回以上の開催とあるが、本基本計画期間の後半年度には、開催回数だけではなく、研究内容の質(例:被引用数、活用件数など)を評価する指標も入れるべきではないか。			

		11th 21lt (24 1 1 1 2					意見		
意 見 No.	氏名 · 法人名	職業(差し支えない範囲で御記入ください。)			対	象箇所		意見(複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。)	
19	消費者関連専門家 会議(ACAP)		IV	(1)	1	「消費者教育の推進 に関する基本的な方 針(基本方針)」等 に基づく消費者教育 の総合的、体系的か つ効果的な推進及び 地域における消費者 教育推進のための体 制の整備	171ページ	・「地域における消費者教育推進のための体制の整備」について、事業者や事業者団体と連携した消費者教育の取組の一層の推進のためにも、例えば地域の自治体、事業者、消費者団体、学校関係者等と連携した消費者向け教育講習会等、情報提供にとどまらない、現場での実践的な連携促進の機会設定などを「今後の取組」として検討していただく必要があるのではないか。	
20	消費者関連専門家 会議(ACAP)		IV	(1)	1	同上	173ページ	・KPIに「消費者市民社会の実現に向けた取組の認知度」とあるが、大切なのは取組の認知度ではなく消費者市民社会の意味や重要性を理解してもらうことであり、ここは「消費者市民社会の認知度」に変更した方がよいと考える。	
21	消費者関連専門家 会議(ACAP)		IV	(1)	1	同上		・KPIや目標として消費者教育ポータルサイトへのアクセス数の増加が記されているが、現在のポータルサイトはトップページの構成やコンテンツの整理など利用者にとってわかりにくいのではないか。アクセス数増加を目指すために、ユーザビリティ向上に向けポータルサイト全体のリニューアルを計画に加えていただきたい。	
22	消費者関連専門家 会議(ACAP)		IV	(1)	4	多様な主体(家庭、 事業者・事業者団 体)による消費者教 育の推進	ページ	・「多様な主体による消費者教育の推進」について、一層の推進のためにも、例えば地域の自治体、事業者、消費者団体、学校関係者等と連携した消費者向け教育講習会等、情報提供にとどまらない、現場での実践的な連携促進の機会設定などを「今後の取組」として検討していただく必要があるのではないか。	
23	消費者関連専門家 会議(ACAP)		V	(2)	1	消費者行政体制の更なる整備等	190ページ	・KPIとして、連絡会議の開催を年1回行うことが目標となっているが、会議を実施した上で目指す「消費者政策推進の成果」を設定する必要があるのではないか。	
24	消費者関連専門家 会議(ACAP)		٧	(3)	8	国民生活センターに よる研修の実施	204ページ	・KPIとして設定している参加者の満足度について、現状が4.7ないしは4.8であるのに対して、 4.0を最低水準とした目標を設定するのは、KPIとして低すぎるのではないか。	